

【横浜庁舎非常用整流器盤更新工事 質疑】

NO.	質疑	回答
1	現場代理人及び主任技術者の選定は必要でしょうか。	必要です。
2	他地方自治体の入札案件で現場代理人を対応している者が兼務しても問題ありませんでしょうか。	問題ございません。
3	コリンズの登録は必要でしょうか。	必ずしも必要ではございません。
4	現場代理人を途中で変更することは可能でしょうか。 (営業にて代理人申請。工事部の技術員の空きが出たら、営業と代理人交代)	変更可能です。
5	予定価格は事前公表されるのでしょうか。	予定価格の事前公表はありません。
6	最低制限価格は設定されているのでしょうか。	最低制限価格はありません。
7	以前の質疑回答にて現場代理人の他案件との兼務が可能とのご回答をいただいておりますが、当工事における現場代理人の管理体制として、常駐ではなく定期的・必要時の「巡回管理」による体制とさせていただくことは可能でしょうか。	工事(施工)期間中は必ず常駐としてください。
8	整流器盤の更新にあたり停電作業が発生すると見込まれますが、作業可能な時間帯(夜間・休日等の指定)および停電可能日時の規定や制限はございますでしょうか。	作業可能時間帯(停電可能時間帯)は仕様書のとおりです。

9	仕様書「10.撤去」にて場外処分とありますが、取り外した既設整流器等を産業廃棄物として処分するのではなく、有価物として買取業者へ売却(有価処理)し、工事費用との相殺を行うことは可能でしょうか。また、既存機器内にPCB等の有害物質が含まれているかどうかの調査記録はございますでしょうか	既設整流器は法令に従い(マニフェストの交付等)適切に場外処分を行ってください。調査記録はないですが、製造年月日、製造者、型番からPCB含有はないと判断しています。
10	仕様書にてラフテレーンクレーンの設置とドライエリアからの搬入出が指定されていますが、搬入出経路の寸法制限や床の耐荷重制限等の指定はございますでしょうか。	仕様書の寸法を制限としています。
11	整流器盤の廃棄についてはマニフェストが必要かと思いますが、外側についている鉄の部分もマニフェストが必要か	撤去物については、法令に従い(マニフェストの交付等)適切に場外処分を行ってください。